

第 2 3 期 第 1 4 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 8 年 6 月 1 2 日（金）午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
アラスカ会館 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	富 田 重 基
	〃	川 山 光 則
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	伊 藤 大 作
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	山 縣 勝 彦
	〃	東 信 行
	〃	菊 谷 尚 久
	〃	永 瀬 めぐみ
	(欠席委員)	
	委 員	古 川 今日志
	〃	田 村 義 夫
	〃	竹ヶ原 公
県 側	水産振興課	副 参 事
	〃	総括主幹
	〃	主 幹
	〃	主 査
	鯡ヶ沢水産事務所	水産普及課長
	むつ水産事務所	副 所 長
事 務 局	事務局長	野 月 浩
	主幹専門員	長谷川 清
	技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：青森県西部海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）

→ 辞任に同意する旨を回答することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第14回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたしております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項1件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、東委員と川山委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

そうしましたら、議案第1号について説明させていただきます。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、県知事からの諮問文でございます。件名及び本文のみを読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問いたします。

以上となりますけれども、こちらは、漁業法の規定に基づきまして、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側の方から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山口副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 山口副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料をおめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

漁業種類、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等、または漁業者の数について、御説明させていただきます。

はじめは、なまこ雑けた網漁業でございます。

7段に分かれておりまして、上段から順に

西共第31号共同漁業権の組合員行使権者で、外ヶ浜漁協平舘4隻、続きまして、西共第35号共同漁業権の組合員行使権者で、外ヶ浜漁協蟹田13隻、西共第37号共同漁業権の組合員行使権者で蓬田村漁協38隻、西共第45号共同漁業権の組合員行使権者で平内町漁協78隻、西共第47号共同漁業権の組合員行使権者で野辺地町漁協76隻、西共第49号共同漁業権の組合員行使権者で横浜町漁協66隻、西共第51号共同漁業権の組合員行使権者でむつ市漁協10隻となっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。

表の上の方が、なまこ雑けた網漁業でございまして、空欄を除いて3段ありますけれども、上段は、引き続き、西共第51号共同漁業権の組合員行使権者でむつ市漁協8隻、次が、西共第55号共同漁業権の組合員行使権者で川内町漁協40隻、その次が、

西共第57号共同漁業権の組合員行使権者で脇野沢村漁協29隻となっております。

続いて、3ページの表の下の方が、ほたてけた網漁業でございます。

5段に分かれておりまして、上段から順に、西共第47号共同漁業権の組合員行使権者で野辺地町漁協77隻、西共第49号共同漁業権の組合員行使権者で横浜町漁協57隻、西共第51号共同漁業権の組合員行使権者でむつ市漁協が19隻と8隻、西共第55号共同漁業権の組合員行使権者で川内町漁協2隻となっております。

続いて、4ページを御覧ください。

かれい固定式刺し網漁業でございます。

むつ市に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当する者ということで、むつ市漁協2隻となっております。

続いて、5ページを御覧ください。

なまこ固定式刺し網漁業でございます。

西共第49号共同漁業権の組合員行使権者ということで、横浜町漁協1隻となっております。

続いて、6ページを御覧ください。

小型いか釣り漁業のするめいかでございます。

青森県内に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用、いずれにも該当する者ということで、大間漁協1隻となっております。

続いて、7ページを御覧ください。

うに・ほや・さざえ潜水器漁業でございます。

こちらは、西共第25号共同漁業権の漁業権者ということで、竜飛今別漁協竜飛支所1人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議事以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

御質問、御意見等がないようですので、それでは、議案第1号については、諮問の

とおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第1号は諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任をお願いいたします。

次に議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

野月事務局長

そうしましたら、議案第2号について説明させていただきます。

議案第2号 資料の1ページ目を御覧ください。

こちら県知事からの諮問文でございます。

件名及び本文のみを読み上げたいと思います。

諮問書、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和8年5月20日付け8水管第号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

なお、定めるに当たり、字句の修正等、軽微な変更がある場合は、御了承願います。

こちらは、漁業法に基づいて、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

堀内会長

それでは、県の方から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山田総括主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 山田総括主幹

議案第2号について補足説明いたします。

配付資料の2枚目、3ページ、4ページを御覧ください。

令和8年5月20日付けで農林水産大臣から本県に該当するものとして、まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっていますので、貴委員会へ諮問するものです。

2ページ目を御覧ください。

こちらが、知事管理漁獲可能量の設定案です。

まさば及びごまさば太平洋系群の当初配分については、現行水準となっており、その全量を県の資源管理方針である青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、青森県まさば及びごまさば漁業に配分するものです。

現行水準とは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで県資源管理方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

3ページ目にある国からの通知では、目安数量を示されております。その数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、県から指導等を行う場合がありますので、その点を御理解ください。

続いて、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群及びまだら北海道太平洋については、令和6年7月から新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1に取り組んでおりましたが、令和7年7月からは、TAC管理のステップ2を開始しており、その2年目となります。

ステップ2における当初配分については、試行水準となっており、その全量をそれぞれ青森県まだら本州太平洋北部漁業、青森県まだら本州日本海北部漁業、青森県まだら北海道太平洋漁業に配分するものです。

試行水準とは、TAC管理のステップ2の段階において、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、試行的な配分を行って管理するものです。

なお、都道府県及び大臣管理の各区分には、管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年、または5か年の漁獲実績の比率、シェアの平均値を乗じて算出した数量が施行目安数量として提示されます。

ステップ2においても、ステップ1と同様に試行目安数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、御理解ください。

参考資料として、国が示すTAC管理のステップアップの考え方について、5ページ、6ページに添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上が、知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

東委員

はい、質問

堀内会長

はい、どうぞ。

東委員

ちょっと教えて欲しいんですけど。このシェア1%というのは、国全体のTACの1%ということでしょうか。

国のTACは、確か約11万トンとなっていたかと思ってますけど。

水産振興課 木村主査

はい、会長。

堀内会長

はい、どうぞ。

水産振興課 木村主査

水産振興課の木村です。

3ページのまさば及びごまさば太平洋系群の基本シェアのところですね。

こちら、全量の正確な数字まで、すぐに出てこないんですけど、その中でシェアとして割り振っていった時に、大臣管理区分の漁獲量と知事管理区分漁獲量とを合わせて、その中の1%という形になります。

東委員

これは、全体の・・・なんですね。

水産振興課 木村主査

全体です。

東委員

ありがとうございます。

堀内会長

その他、何か御質問等はございませんか。

委 員

(「なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、御質問もないようですので、議案第2号については、諮問のとおり決定したと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第2号「漁業法に基づく特定水産源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任をお願いいたします。

次に議案第3号「青森県西部海区漁業調整委員会委員の辞任について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

そうしましたら、議案第3号を説明させていただきます。

議案第3号 資料を御覧いただければと思います。

こちらは、県知事からの協議文でございます。

こちら、件名及び本文のみを読み上げさせていただきます。

青森県西部海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）

このことについて、古川今日志委員から別添写しのとおり辞職願が提出されましたので、漁業法第141条の規定に基づき、貴委員会に協議します。

ということでございます。

こちらの裏面は、古川今日志委員から提出された辞職願となります。

このことについては、漁業法第142条において、委員は正当な理由がある時は、県知事及び委員会の同意を得て辞任することができる。というふうに規定されていることに基づきまして、県知事に提出された辞職願について、知事から協議があったことで、協議委員会同意の判断を求めているということになります。

本日の委員会で辞任に同意するというふうになった場合には、会長名で県知事に対し、その旨を回答することとなります。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課

漁業調整委員会の委員の辞任については、先ほど事務局からの説明のとおりでございまして、特に補足説明することはございません。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

堀内会長

それでは、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

（「なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、他に御質問、御意見もないようですので、委員の辞任について同意したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第3号「青森県西部海区漁業調整委員会委員の辞任について」は、同意することにいたします。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①「令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」を事務局から報告をお願いします。

事務局 長谷川主幹専門員

事務局の長谷川です。

報告事項の資料を御覧ください。

総会は先月１５日 東京で開催されまして、当海区からは堀内会長と、私、長谷川が出席いたしました。

総会につきましては、概要にございますとおり、来賓の方から祝辞をいただいた後、（１）から（４）までの議案について審議し、全て原案どおり承認されました。

第２号議案の今年度の事業計画について、５ページと６ページの方を御覧ください。

中段下の理事会等の開催の中で、７月の要望活動として、これから国の方に今年度の要望事項についての協議や要望を行うという計画です。

項目３のブロック会議につきましては、裏面の方にございますけども、当海区が所属する日本海ブロックの会議が秋田県で開催されます。

日程については未定ですが、例年１０月の開催となっております。

項目４の事務局職員研修会と５の事務局長会議については、事務局の方でそれぞれ対応いたしますけども、岩手県と福島県での会議に出席したいと思っておりました。

資料の１枚目に戻っていただいて、第３号議案ですけども、先ほど言いました国への要望活動で使う全漁調連としての要望案が承認となりました。

要望書は７ページから３１ページまでになるんですけども、１１ページの目次にありますよう７つのタイトルに項目だてして、それぞれ国の方に説明をしていくようになります。

当海区からの要望の内容が反映された事項としては、１４ページの太平洋クロマグロの資源管理についての下段の枠と１５ページの上段の枠ですけども、丁寧な説明をお願いしたいというような内容が溶け込んでおります。

あと、１６ページの中段の混獲回避に向けた技術開発のお願い、そして、１７ページの下段の方では、遊漁者等の操業自粛措置の中で、国の指導をお願いしたいということなどが盛り込まれております。

１９ページでは、海洋環境の変化への対応の要望が盛り込まれております。

今後、７月２日に本県から東部の松本会長が国の方へ行く予定となっております。

第３号議案についての説明は以上ですが、次の要望に向けて全体を確認していただければと思います。

第４号議案は、来年度の総会ですけれども、来年度は東京開催となりました。

次、裏面の（５）になりまして、来年度に向けた要望の取りまとめの方向性ですけれども、先ほど、項目が７つあると説明しましたけども、これを６つに絞り込んで整理

した「たたき台」を全漁調連の事務局が示すこととなっており、9年度に向けた要望を検討して当海区からブロック会議の方にあげていくという作業になります。

その他の報告事項として、全漁調連の予算等について、将来的に資金が足りなくなるといふ話があり、事業内容の見直しや会費の改正に向けた協議を進めるといふ報告がありました。

その他、表彰が行われて総会の方は終了いたしました。

事務局からは以上です。

堀内会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問がありましたらお願いいたします。

委 員

(「なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、御質問等がないようですので、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これを持ちまして、第23期第14回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時57分